これは謄本である。 令和 4 年 7 月 19日 東京地方裁判所民事第 > 部 裁判所書記官 戸田淳 本

令和4年(行ク)第144号 訴訟救助の申立て事件

(基本事件 令和4年(行ウ)第187号 公務員不作為・職権濫用・人権侵犯事件)

決 定

東京都江東区北砂5丁目20番10-609

申立人 (原告) 孫 樹 旅

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

相手方(被告) 東 都 京 同代表者知事小 池 百 合 子 主

文

- 基本事件の訴えの提起手数料のうち1万8000円及び 書類の送達に必要な費用につき、訴訟上の救助を付与する。
- 申立人のその余の申立てを却下する。

理 由

第1 申立ての趣旨

10

15

25

基本事件につき、申立人に対し、訴訟上の救助を付与する。

- 第2 当裁判所の判断
  - 基本事件は、申立人が、被告に対し、主位的請求として、警視庁深川警察署、 四谷警察署及び高輪警察署(以下、併せて「深川署等」という。)における申立 人に対する取調べ、書類送検等に関する資料の写し及び謝罪書の申立人及び中 華人民共和国駐日本大使館領事部に対する提出、並びに深川署等が保有する原 告の個人情報の削除を求めるとともに、深川署等の警察官らが原告に対して誤 認逮捕、暴行、長時間の取調べ、不作為による名誉毀損等をしたとしてこれら の行為により被った精神的損害に係る慰謝料として合計3100万円の支払を 求め、予備的請求として、警視庁が江東区長の職権濫用について調査及び告発 をすることを求める事案である。
  - 2(1) まず、主位的請求についてみると、申立人等に対する取調べ等に関する資

料の写し及び謝罪書の提出を求める請求については、申立人の主張を前提としても、このような請求を可能とする法的根拠が判然とせず、「勝訴の見込みがないとはいえない」(民事訴訟法82条1項ただし書)ことの疎明があるとはいえない。また、申立人の個人情報の削除を求める請求についても、申立人の主張を前提としても、個人情報の保護に関する法律90条以下が定める個人情報の訂正請求に係る手続的要件及び実体的要件のいずれも充足するものとは認められず、他に申立人が上記の請求をすることができる法的根拠も見当たらないから、「勝訴の見込みがないとはいえない」ことの疎明があるとはいえない。さらに、深川署等の警察官らに違法行為があったとして損害賠償を求める請求は、申立人の主張を前提としても、警視庁深川警察署の警察官による誤認逮捕、暴行等については100万円、四谷警察署の警察官による誤認逮捕、暴行等については100万円、四谷警察署の警察官によるよる長時間の取調べについては50万円、高輪署の警察官による違法な取調べ、不作為による名誉毀損については100万円をそれぞれ超える部分は明らかに過大な請求であり、「勝訴の見込みがないとはいえない」ことの疎明があるとはいえない。

10

15

20

- (2) 次に、予備的請求についてみると、江東区長の職権濫用について調査及び 告発を求める請求は、申立人と相手方との間の具体的な権利義務ないし法律 関係について審判を求めるものではなく、「法律上の争訟」(裁判所法3条1 項)に該当しないから、司法審査の対象とならず不適法であり、「勝訴の見込 みがないとはいえない」ことの疎明があるとはいえない。
- 3 本件申立ての疎明資料を含む一件記録によれば、申立人が、「訴訟の準備及び 追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障 を生ずる者」(民事訴訟法82条1項本文)であることについて疎明があるとい える。
- 25 4 よって、本件申立ては、主位的請求のうち合計250万円の損害賠償請求に 係る訴えの提起手数料及び書類の送達に必要な費用について救助を求める限度

## で理由があるから、主文のとおり決定する。 令和4年7月19日

## 東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官

名



裁判官

片 瀬

春



裁判官

10

下 道 良

